



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q1 人手不足のおり、他社で外国人を上手に活用している事例を聞きました。当社でも是非働いてもらいたいのですが、注意する点を教えてください。

A1 最近電車や駅で外国人旅行者を見かけることが多くなりましたね。また、旅行ではなく日本で働いている人達も、街中でよく目にします。現在日本で働いている外国人は約108万人。その内訳は次の通りです。

- (1) 就業目的で在留が認められる者 約20万人
(専門的・技術的分野に該当する者)
- (2) 身分に基づき在留する者 約41万人
(定住者(日系人)、永住者、日本人の配偶者等)
- (3) 技能実習 約21万人
- (4) 特定活動 約2万人
- (5) 資格外活動(留学生のアルバイト) 約24万人
(1週28時間以内で、許可を受けた場合)

となっています。御社で働いてもらう外国人はどこに該当するのでしょうか?

いずれにしても、出入国管理及び難民認定法(入管法)で定められた在留資格の範囲内において就労が可能です。雇い入れる際は、外国人の「在留カード」等により就労が認められるか確認して下さい。

外国人を雇用する事業主は、外国人が我が国の慣行になじむよう、職場に適応し易い措置をなど務める必要があること等が雇用対策法8条に定められております。また、雇用対策法に基づき「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が定められています。

雇用保険加入時に外国人は登録が必要ですが、加入する必要のない人でも、特別永住者等を除き、ハローワークに「外国人雇用状況の届出」義務があります(違反には罰金あり)。

具体的な手続き等に関しては、厚生労働省HPの「外国人雇用はルールを守って適正に」というパンフレットを参考になさって下さい。

Q2 外国人を直接採用するだけでなく、技能実習生として社内で実務をしてもらうこともできますか?

難しい要件があるのでしょうか?

A2 技能実習制度は、開発途上国への技能等の移転を図り、「人づくり」に協力することを目的としている制度で、日本の国際貢献の役割を担っています。

ところが実習生を安い労働者として勘違いして働かせている経営者が多く見られたため「外国人の技術実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が昨年成立し、平成29年11月1日から施行されています。概要は次のとおりです。

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務
 - ・ 技能実習の基本理念
 - ・ 国の責務
 - ・ 実習実施者の責務
 - ・ 監理団体の責務
 - ・ 技能実習生の責務
- (2) 技能実習計画
 - ・ 技能実習計画の認定
 - ・ 認定を受けた技能実習計画の実施
 - ・ 実習実施者の義務
- (3) 監理団体
 - ・ 監理団体の許可(外国人技能実習機構)
 - ・ 監理団体の適正な実施
 - ・ 監理団体の義務
- (4) 技能実習制度の拡充
 - ・ 優良な実習実施者は現行の3年から5年に拡充
 - ・ 人数枠を現行の2倍程度まで増加を認める
- (5) 技能実習生の保護等
 - ・ 技能実習生への人権侵害行為に罰則
- (6) 外国人技能実習機構の創設
 - ・ 「技能実習制度の司令塔」として新たな認可法人の設立
- (7) その他 不適正機関排除、対象職種拡大など
世界に向けて、日本の技術を広めるための制度だったのですね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980